

岩手県告示第727号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成13年岩手県告示第803号）で告示した北上市飛勢城鳥獣保護区及び川井村達首部鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 変更後の北上市飛勢城鳥獣保護区の区域 北上市地内の主要地方道北上東和線と市道宿成田線との交点を起点とし、起点から主要地方道北上東和線を南に進み市道秋葉線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第2073053号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道羽々下線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道口内村崎野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道川原南田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道飯豊秋葉線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道宿成田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

2（1） 変更後の川井村達首部鳥獣保護区の区域 宮古市地内の三陸北部森林管理署国有林206林班た₁₂と207林班に₅の境界と市道中達首部線との交点を起点とし、起点から市道中達首部線を西に進み達首部沢との分岐点に至り、同点から西に進み旧川井村と下閉伊郡岩泉町の境界上の207林班と395林班の境界との交点に至り、同点から旧川井村と下閉伊郡岩泉町の境界を北東に進み208林班と209林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み208林班へ₁小班とほ₅小班との交点に至り、同点から208林班へ₁、る₂、に₁、に₆、に₄及びに₅の各小班、206林班に₁小班並びに207林班に₅小班と208林班ほ₅、ち₁₀、ほ₃、り₁、り₃、ほ₄、り₃、り₆、と、ろ₆、ほ₂、ろ₇、ろ₈、ろ₁₀、ろ₅及びろ₄の各小班並びに206林班に₂、た₃、よ₃、た₄、た₆、た₇、よ₄及びた₁₀からた₁₂までの各小班の境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。